

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年4月15日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

4月分振込支給額（46,042円）に比べ、5月分振込支給額（39,692円）は少なく、計算間違いである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年8月5日	諮問
平成28年9月16日	審議（第1回第3部会）
平成28年10月6日	審議（第2回第3部会）
平成28年11月24日	審議（第3回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとしており、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとして

いる。
そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

- (2) このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を掲げている。

そして、本件に関する解釈・運用の基準を示した「生活保護法による医療扶助運営要領について」（以下「運営要領」という。）

は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、(略)給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」(運営要領第3・9・(1))とした上で、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(運営要領第3・9・(2)・ア)等としている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人が電車を利用して医療機関を受診した際の交通費等について提出した各移送費の申請書のうち、移送費の申請書1、同2、同4及び同5については、その経路がいずれも本件定期券の区間(〇〇駅・〇〇駅間)内に当たるものであり、通院又は通所した日付も本件定期券の有効期間内である上、その利用回数からすれば、通院又は通所の都度切符を購入した場合に要する額よりも、本件定期券の購入費用に相当する額をもって移送費とすることが合理的であると判断したものと認められる。

そして、移送費の申請書3については、その経路(〇〇駅・〇〇駅間。片道運賃180円)が本件定期券の区間外であることから、本件定期券の購入費用4,850円に移送費の申請書3に係る運賃の額2,160円(往復運賃360円の6日間分)を合算した額に相当する7,010円を本件一時扶助費(医療移送費)として支給することとしたものと認められる。

そうすると、請求人から提出された各移送費の申請書に基づき、変更の決定理由を「一時扶助支給 3月分交通費」として本件一時扶助費の支給について決定した本件処分は、請求人が電車を利用して医療機関を受診した際の交通費に基づき、合理的に算定した額をもって医療移送費を支給するものであり、法令等の定めに従い適正になされたものと言え、違法又は不当な点を認めること

はできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、4月分振込支給額（46,042円）に比べ、5月分振込支給額（39,692円）は少なく、計算間違いである旨主張する。

この点について、処分庁は、請求人に係る平成28年4月分の保護費のうち、生活扶助費（32,682円）と4月分一時扶助費（13,360円）を合計した額（46,042円）を4月分振込支給額として支給した一方、本件処分については、生活扶助費（32,682円）と本件一時扶助費（7,010円）を合計した額（39,692円）を5月分振込支給額とした結果、請求人に口座払いの方法により支給された額について、4月分一時扶助費と本件一時扶助費との差額に相当する額（6,350円）が減少したものである。

しかし、本件定期券の購入費用（4,850円）及び移送費の申請書3に係る運賃（2,160円）の合計額に相当する額（7,010円）を一時扶助費として支給することとした本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないことは上記（2）のとおりであるから、4月分振込支給額に比べ5月分振込支給額が少ないことをもって計算間違いがあるとする請求人の上記主張は、理由がない。

- 4 なお、請求人は、上記（第3）のほか、本件審査請求書及び各追加書面において、現在、〇〇病院に通院しており、病院の近くの障害者宿泊施設に移転したい旨主張し、本件審査請求書、各追加書面及び反論書において、本件グループホームの周辺環境及び職員の対応、請求人の心身及び病気治療に係る状況等について主張するほか、処分庁が本件処分とは別に行った保護変更決定処分に係る不服を述べているが、いずれも本件処分の適法性及び妥当性に影響を与えるものとは認められず、本件処分の取消理由とし

て採用できるものではない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成